

# 平成 27 年第 4 回定例市議会議案 条例等新旧対照表

議案第 63 号	市税条例等の一部改正について	
	市税条例の一部改正案（第 1 条関係）	1
	市税条例等の一部を改正する条例の一部改正案（第 2 条関係）	7
議案第 64 号	藤井寺市国民健康保険条例及び藤井寺市介護保険条例の一部改正について	
	藤井寺市国民健康保険条例の一部改正案（第 1 条関係）	10
	藤井寺市介護保険条例の一部改正案（第 2 条関係）	12
議案第 71 号	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に 関する協議について	
	大阪広域水道企業団規約の一部変更案	13



議案第 63 号

市税条例等の一部改正について

○市税条例（昭和56年藤井寺市条例第1号） 新旧対照表  
（第1条関係）

改正後	改正前
<p><u>（徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法）</u></p> <p><b>第5条の2</b> <u>地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）をする期間内又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項から第4項までにおいて「徴収の猶予期間の延長」という。）をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、当該期間内の市長が指定する月。以下この節において同じ。）ごとに分割して納付し、又は納入させる方法とする。</u></p> <p><u>2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る市の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。</u></p> <p><u>3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。</u></p> <p><u>4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>(徴収猶予の申請手続等)</u></p> <p><b>第5条の3</b> <u>法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細</u></p> <p>(2) <u>納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額</u></p> <p>(3) <u>前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額</u></p> <p>(4) <u>当該猶予を受けようとする期間</u></p> <p>(5) <u>分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)</u></p> <p>(6) <u>猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)</u></p> <p><b>2</b> <u>法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。</u></p> <p>(1) <u>法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類</u></p> <p>(2) <u>財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類</u></p>	

改正後	改正前
<p>(3) <u>猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類</u></p> <p>(4) <u>猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類</u></p> <p>3 <u>法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細</u></p> <p>(2) <u>第1項第2号から第6号までに掲げる事項</u></p> <p>4 <u>法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。</u></p> <p>5 <u>法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額</u></p> <p>(2) <u>猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由</u></p> <p>(3) <u>猶予期間の延長を受けようとする期間</u></p> <p>(4) <u>第1項第5号及び第6号に掲げる事項</u></p> <p>6 <u>法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。</u></p> <p>7 <u>法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。</u></p> <p><u>(職権による換価の猶予の手続等)</u></p> <p><b>第5条の4</b> <u>法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>をする期間内又は法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長をする期間内の各月ごとに分割して納付し、又は納入させる方法とする。</u></p> <p>2 <u>第5条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。</u></p> <p>3 <u>法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。</u></p> <p>(1) <u>前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類</u></p> <p>(2) <u>分割納付又は分割納入させるために必要となる書類</u></p> <p><u>(申請による換価の猶予の申請手続等)</u></p> <p><b>第5条の5</b> <u>法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。</u></p> <p>2 <u>法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予をする期間内又は法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長をする期間内の各月ごとに分割して納付し、又は納入させる方法とする。</u></p> <p>3 <u>第5条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。</u></p> <p>4 <u>法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細</u></p> <p>(2) <u>第5条の3第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項</u></p>	

改正後	改正前
<p>(3) <u>分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額</u></p> <p>5 <u>法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第5条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。</u></p> <p>6 <u>法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>第5条の3第1項第6号に掲げる事項</u></p> <p>(2) <u>第5条の3第5項第1号から第3号までに掲げる事項</u></p> <p>(3) <u>第4項第3号に掲げる事項</u></p> <p>7 <u>法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。</u></p> <p><u>(担保を徴する必要がある場合)</u></p> <p><b>第5条の6</b> <u>法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が1,000,000円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。</u></p> <p>(公示送達)</p> <p><b>第6条</b> <u>法第20条の2の規定による公示送達は、藤井寺市公告式条例（昭和34年藤井寺市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。</u></p> <p>(市民税の納税義務者等)</p> <p><b>第13条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(公示送達)</p> <p><b>第6条</b> <u>地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第20条の2の規定による公示送達は、藤井寺市公告式条例（昭和34年藤井寺市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。</u></p> <p>(市民税の納税義務者等)</p> <p><b>第13条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p>

改正後	改正前
<p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>施行令第47条</u>に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第17条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p style="text-align: center;">(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p><b>第6条の2</b> (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p><u>7 法附則第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p>	<p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。）</u>第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第17条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p style="text-align: center;">(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p><b>第6条の2</b> (略)</p> <p>2～6 (略)</p>

○市税条例等の一部を改正する条例（平成27年藤井寺市条例第27号） 新旧対照表  
 （第2条関係）

改正後	改正前
<p>第1条 市税条例（昭和56年藤井寺市条例第1号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第27条第7項中「寮等の所在」の次に「、<u>法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）</u>」を加える。</p> <p>（中略）</p> <p>第66条第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）<u>又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）</u>（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。</p>	<p>第1条 市税条例（昭和56年藤井寺市条例第1号）の一部を次のように改正する。</p> <p><u>第2条第3号中「又は名称」を「（法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、事務所又は事業所の所在地及び名称）」に改め、同条第4号中「又は名称」を「（法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号）」に改める。</u></p> <p>（中略）</p> <p>第27条第7項中「寮等の所在」の次に「、<u>法人番号</u>」を加える。</p> <p>（中略）</p> <p>第66条第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）<u>又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。</u></p>

改正後	改正前
<p>(中略)</p> <p>第88条第2項第2号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。</p>	<p>(中略)</p> <p>第88条第2項第2号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。次条において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。</p>
<p>(中略)</p> <p>第111条第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。</p>	<p>(中略)</p> <p>第111条第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。</p>
<p>(中略)</p> <p>第119条第1号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事業所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。</p>	<p>(中略)</p> <p>第119条第1号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事業所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。</p>
<p>(中略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>	<p>(中略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>

改正後	改正前
<p>(中略)</p> <p>(4) 第1条中市税条例第27条第7項、第46条第2項各号、第66条第1項第1号、第66条の2第1項第1号及び第2項第1号、第74条第2項第1号、第77条第1項第1号、第77条の2第1項第1号、第88条第2項第2号、第89条第2項第1号、第111条第2項第1号並びに第119条第1号の改正規定並びに附則第6条の2の2第1号、第6条の2の3第1号、第6条の2の4第1号及び第6条の2の5第1号並びに第7条第2項第1号、第3項第1号及び第4項第1号の改正規定並びに次条第3項及び第8項、附則第3条第2項、第4条第1項、第6条及び第7条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日</p> <p>(後略)</p>	<p>(中略)</p> <p>(4) 第1条中市税条例第2条第3号及び第4号、第27条第7項、第46条第2項各号、第66条第1項第1号、第66条の2第1項第1号及び第2項第1号、第74条第2項第1号、第77条第1項第1号、第77条の2第1項第1号、第88条第2項第2号、第89条第2項第1号、第111条第2項第1号並びに第119条第1号の改正規定並びに附則第6条の2の2第1号、第6条の2の3第1号、第6条の2の4第1号及び第6条の2の5第1号並びに第7条第2項第1号、第3項第1号及び第4項第1号の改正規定並びに次条第3項及び第8項、附則第3条第2項、第4条第1項、第6条及び第7条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日</p> <p>(後略)</p>

議案第 64 号

藤井寺市国民健康保険条例及び藤井寺市介護保険条例の一部改正について

○藤井寺市国民健康保険条例（昭和36年藤井寺市条例第8号） 新旧対照表  
（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(徴収猶予)</p> <p><b>第23条</b> (略)</p> <p>2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>氏名、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(徴収猶予)</p> <p><b>第23条</b> (略)</p> <p>2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>氏名及び住所</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p>
<p>(保険料の減免)</p> <p><b>第24条</b> (略)</p> <p>2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>氏名、住所及び個人番号</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(保険料の減免)</p> <p><b>第24条</b> (略)</p> <p>2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>氏名及び住所</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(特例対象被保険者等に係る届出)</p> <p><b>第24条の2</b> 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名、<u>住所及び個人番号</u></p> <p>(2) 特例対象被保険者等の氏名<u>及び個人番号</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(特例対象被保険者等に係る届出)</p> <p><b>第24条の2</b> 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名<u>及び住所</u></p> <p>(2) 特例対象被保険者等の氏名</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

○藤井寺市介護保険条例（平成12年藤井寺市条例第7号） 新旧対照表  
 （第2条関係）

改正後	改正前
<p>(保険料の徴収猶予)</p> <p><b>第17条</b> (略)</p> <p>2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、<u>住所及び個人番号</u>（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(保険料の徴収猶予)</p> <p><b>第17条</b> (略)</p> <p>2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名<u>及び住所</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p>
<p>(保険料の減免)</p> <p><b>第18条</b> (略)</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、<u>住所及び個人番号</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(保険料の減免)</p> <p><b>第18条</b> (略)</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名<u>及び住所</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>

議案第71号

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について

○大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日許可） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(企業団を組織する地方公共団体)</p> <p><b>第2条</b> 企業団は、<u>別表第1</u>に掲げる地方公共団体（以下「構成団体」という。）をもって組織する。</p> <p>(企業団の共同処理する事務)</p> <p><b>第3条</b> 企業団は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>別表第2</u>に掲げる地方公共団体に係る水道事業の経営に関する事務</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>前各号</u>に附帯する一切の事務</p> <p>(企業団の議会の組織及び議員の選挙方法)</p> <p><b>第5条</b> 企業団の議会の議員（以下「企業団議員」という。）の定数は、<u>33人</u>とする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(企業団を組織する地方公共団体)</p> <p><b>第2条</b> 企業団は、<u>別表</u>に掲げる地方公共団体（以下「構成団体」という。）をもって組織する。</p> <p>(企業団の共同処理する事務)</p> <p><b>第3条</b> 企業団は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>前3号</u>に附帯する一切の事務</p> <p>(企業団の議会の組織及び議員の選挙方法)</p> <p><b>第5条</b> 企業団の議会の議員（以下「企業団議員」という。）の定数は、<u>30人</u>とする。</p> <p>2・3 略</p> <p><u>別表</u>（第2条関係）</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="138 531 421 564"><b>別表第1</b>（第2条関係）</p> <p data-bbox="138 564 1025 847">堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村</p> <p data-bbox="138 874 421 908"><b>別表第2</b>（第3条関係）</p> <p data-bbox="138 908 651 954">四條畷市、太子町、千早赤阪村</p>	<p data-bbox="1128 225 2016 507">堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村</p>

